

第1回 オフロード建設機械の排出ガス検討会 ～ 議事録 ～

【日 時】平成15年11月14日(金) 15:00～17:00

【場 所】国土交通省 4階特別会議室

【出席者】

< 委員 >

井口座長、永田委員、瀬尾委員、大聖委員、堀野委員、福成委員、西田委員、
山崎委員(代理中島)、外池委員(代理市川)、山崎委員、岡崎委員、長嶋委員、
宮地委員、片岡委員

< 国土交通省 >

澤井総合政策局長、糸川審議官、佐野建設施工企画課長、渡辺機械施工企画官、
星隈課長補佐

開会

総合政策局長挨拶

委員の紹介

オフロード建設機械の排出ガス検討会について

座長の選出

- ・井口雅一委員(東京大学名誉教授)が座長に選出された。

議事

議事の公開について

- ・議事録は委員の承認を得て公開することとした。
- ・第2回検討会以降は、会議を公開することとした。
- ・第1回検討会の議事概要を会議終了後公表することについては、事務局に一任する。

オフロード建設機械の排出ガスに関する検討

【法制化の必要性、法体系等について】

- ・法制化の必要性について整理が必要である。
- ・建設機械に対して排出ガス対策を施すだけでなく、ユーザーおよび発注者も積極的に排出ガス対策に関与していかなければならないような体制作りをすべきである。
- ・エンジンだけの対策ではなく、販売形態、所有形態、使用形態を踏まえて、実効性のある担保を考える必要がある。
- ・オンロードとオフロードの排出ガスの寄与率とその将来予測ならびにその排出ガス対策がどれだけ大変なのかを示してほしい。

- ・中央環境審議会では 2010 年頃に導入する（トラック・バス等の自動車を対象とした）ポスト新長期規制を議論しており、それが導入されると自動車の排出寄与率は今以上に低下するため、相対的に建設機械等の排出寄与率がさらに上昇する。
- ・農業機械、産業機械については本検討会の対象外だが、連携をとる必要がある。
- ・1次・2次・3次の基準値の推移を示してほしい。
- ・EUにおける排出ガスと安全の法体系がどのようになっているか。
- ・EPA・EUの使用過程機械に対する規制がどのようになっているか。

【これまでの国土交通省における取り組みについて】

- ・直轄工事における排出ガス対策型建設機械の使用原則という行政指導により、建設機械の排出ガス対策が進んでおり、一般民間工事においても使用されるなど、これまでの取り組みの効果は大きい。
- ・排出ガス対策型建設機械の普及率、販売率を示してほしい。
- ・地方公共団体における使用原則の取組状況を教えてほしい。
- ・全建設工事に占める公共工事の割合、直轄工事の割合、地方公共団体の工事の割合を示してほしい。

【建設機械メーカーの対応について】

- ・国内で製造される建設機械の約半数が国外へ輸出されている為、諸外国の規制にも配慮する必要がある。
- ・建設機械はエンジンと車両の製造会社が異なる場合が多く、エンジンの車両への搭載性の問題がある為、規制の導入には配慮する必要がある。
- ・排出ガス低減技術については、自動車（トラック・バス等）が進んでおり、それらの技術を活用すれば、かなり対策が進む。
- ・コストアップについては、自動車で行っている排出ガス低減技術の活用・共通化・標準化・量産化等を図れば下がるのではないか。

【メーカー、ユーザー、発注者の役割について】

- ・それぞれの役割を明確にするため、全体の到達目標と、やるべきこと、必要なことを整理する必要がある。
- ・エンジンメーカー、建設機械メーカーは、コストがどれくらいアップするかが問題。
- ・ユーザーは、規制に適合した建設機械の使用、適正燃料の使用、適正なメンテナンスの実施に取り組む必要がある。
- ・発注者は、普及促進策・ユーザーへの支援策に取り組む必要がある。

【登録制度について】

- ・建設機械の多くはリース・レンタル業者が所有しており、所有者と使用者が異なる実態を考慮すべきである。
- ・登録制度の導入の検討にあたっては、行政コストとユーザーの負担に対して、

行政とユーザーのメリットがあるのかを整理する必要がある。

- ・建設機械の所有実態が把握できていないのであれば、何らかの対策をしなければならぬが、登録制度は難しいだろう。
- ・登録制度は、従来の所有権の公証というコンセプトとは整合しなくても、環境対策の導入という全く新しいコンセプトで検討することも必要ではないか。
- ・所有権の公証が非常に重要な視点となっている環境関係の規制もある。所有権の放棄の仕方、費用徴収の問題等、登録制度が役立ったことも念頭におくこと。

【使用過程機械について】

- ・使用過程機械を対象にするのが最大の問題だが、不景気な状況を踏まえ、使用過程車は規制の対象とすべきではない。
- ・使用過程機械も規制の対象にしないと、環境改善が遅くなる可能性がある。

【燃料の取扱いについて】

- ・日本では、2007年を目途にオンロード用の低硫黄軽油（10ppm）が全国で供給が開始されるため、税制上の問題はあがるが、オフロードでも使用していくべきである。
- ・建設機械は買い替えが遅い為、燃料での対策も重要。
- ・オフロードの建設機械では、燃料の適正使用が重要であり、軽油以外の燃料の使用を如何に実効性ある形で抑えていくかは特筆すべき点。

【負担と支援について】

- ・メーカー、リース・レンタル業者、ユーザー、発注者、それぞれにおいて相応のコスト負担は避けて通れない。
- ・現在の国土交通省の取組みにおいては低利融資・税優遇等の財政的支援策が整備されているように、規制導入後もユーザーへの支援をして欲しい。
- ・環境規制の推進は企業の財政的な問題。支援施策の充実が必要。
- ・規制の枠組みは、財政的支援のし易さ・広げやすさも含めて検討して欲しい。

その他
閉会